

学 位 論 文 審 査 の 要 旨

		要 旨
学位申請者	<p style="text-align: center;">土野 瑞穂 【ジェンダー学際研究専攻 平成19年度生】</p>	<p>本論文は、日本政府による「慰安婦」問題の解決の有り方やその方法を検討することを研究課題に据え、その対象事例として「女性のためのアジア平和国民基金」（アジア女性基金）を取り上げ、その政治的様相を明らかにすることを研究目的とした。その際の分析視角は、大規模暴力への社会的対応を考察したマーサ・ミノウの議論を援用し、個々人の癒しと国家の対応措置との相克を明らかにすると共に、裁判、和解委員会、賠償等による其々の特色とその限界を検討することに置いている。研究方法としては、文献調査と詳細な年表の作成と共に、元慰安婦、運動団体や基金、官僚等、3層其々の関係者へのインタビュー調査を行ない、「慰安婦の問題化」とアクター間の対立要因の解明を行った。</p> <p>本論文の意義は、第1に、アジア女性基金の発足から解散までの政治過程を、日本における3つのアクター（NGOや労働組合、議員や官僚、保守派の国会議員）を対象にし、「償い事業」の実施過程において、アジア女性基金関係者と運動団体の対立が、保守派の攻勢を強める結果を導いたという解釈、第2に「償い事業」の受給者の状況について、対象国（フィリピン、韓国、台湾、オランダ、インドネシア）ごとに資料を入手し、インタビュー調査で、その具体相を明らかにすることにより、日本と対象国の植民地化の歴史の有無や国家間の賠償への認識の相違、国際法適用の有無などによる政治的基盤の相違が、日本政府の償い事業に対する国家間の相違を生じさせたという分析、第3に慰安婦問題の解決には、個々人の癒しや尊厳回復の多層性、国家間の歴史的規定性、その政治責任と政策施行の遂行能力等に関わる理論的、実践的なレベルの解明が必要という指摘、この3点にあることが示され、さらに、巻末の年表の有用性などに高い評価がなされた。</p> <p>本審査委員会は、2013年11月18日、2014年1月30日に開催され、国際法、国際関係論の視点による分析の明確化、「癒し」や「償い」の捉え方の不十分さについて論議がなされたが、その結果を受けて相応の修正がなされた。2013年2月10日に公开发表会及び最終審査会が実施され、その際の質疑応答も含め、最終審査会では、委員全員が一致して本論文が学位取得に相応しい水準に達しているものと判定した。よって本委員会は、お茶の水女子大学博士（社会科学）、Ph.D. in Social Science/Gender Studies を授与するものとした。</p>
論文題目	<p style="text-align: center;">「慰安婦」問題と「償い」のポリティクス —「女性のためのアジア平和国民基金」を中心に—</p>	
審査委員	<p style="text-align: center;">(主査) 教授 館 かおる</p>	
	<p style="text-align: center;">准教授 申 琪 榮</p>	
	<p style="text-align: center;">教授 小 林 誠</p>	
	<p style="text-align: center;">教授 小 玉 亮 子</p>	
インターネット公表	<p>○ 学位論文の全文公表の可否（可・<input checked="" type="radio"/>否）</p> <p>○ 「否」の場合の理由</p> <p style="margin-left: 20px;">ア. 当該論文に立体形状による表現を含む</p> <p style="margin-left: 20px;">イ. 著作権や個人情報に係る制約がある</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ. 出版刊行されている、もしくは予定されている</p> <p style="margin-left: 20px;">エ. 学術ジャーナルへ掲載されている、もしくは予定されている</p> <p style="margin-left: 20px;">オ. 特許の申請がある、もしくは予定されている</p> <p>※ 本学学位規則第24条第4項に基づく学位論文全文のインターネット公表について</p>	